

様式第1（第15条関係）

会 議 録

会議の名称	令和8年度 第1回和泉市建築審査会
開催日時	令和8年5月18日（月）午後2時から午後3時30分まで
開催場所	和泉市役所別館3-1会議室
出席者	別紙のとおり
会議の議題	別紙のとおり
会議の要旨	別紙のとおり
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> その他（会長及び委員2名の確認を得ている）
その他の必要事項（会議の公開・非公開、傍聴人数等）	会議の公開・非公開： <input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ 非公開 傍聴人数： 0人

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）

別紙のとおり

令和8年度 第1回和泉市建築審査会 会議録

- ・と き 令和8年5月18日（月）午後2時～午後3時30分
- ・と ころ 和泉市役所別館3-1会議室
- ・会議の次第
 - 議事次第1 開会
 - 議事次第2 会長・会長代理の選出
 - 議事次第3
 - ・議事録署名委員の指名
 - (1) 報告事項
 - ・建築基準法第43条第2項第2号許可の一括同意について
 - ・建築基準法第56条の2第1項ただし書許可の一括同意について
 - 議事次第4 事務局報告
 - ・前回議事録の署名
 - ・次回和泉市建築審査会開催日時について
 - 議事次第5 閉会

・出席者

(委員)

会 長 徳尾野 徹
会長代理 河西 立雄
委 員 深堀 知子
委 員 竹歳 一紀
委 員 佐久間 康富
委 員 川口 いずみ
委 員 宮本 久美

(特定行政庁)

東 清隆 都市デザイン部建築技術監
萩原 照央 建築・開発指導室長兼開発指導担当課長
石田 雅士 建築・開発指導室建築指導担当課長
着本 啓史 建築・開発指導室総括主査
若森 敦史 建築・開発指導室主事

(事務局)

平野 公教 幹事
宮下 苑佳 幹事・書記

会 長	会議録署名委員	会議録署名委員
署名欄	署名欄	署名欄

議事次第第1 開会

事務局：令和8年度第1回和泉市建築審査会を開催させていただきます。

(令和8年度 和泉市建築審査会事務局職員体制の紹介等)

なお、本日は全員出席のため、和泉市建築基準法施行条例第73条第2項の規定により、本審査会が有効に成立していることを確認いたしました。

議事次第第2 会長・会長代理の選出

事務局：それでは、次第2 会長・会長代理の選出に入らせていただきます。建築基準法第81条の規定により、「会長は、委員が互選する。」となっております。互選するにあたり、皆様のご了解が得られれば、都市デザイン部 建築・開発指導室長の萩原を選出委員長に指名させていただきますと思いますがいかがでしょうか。

全委員：異議なし。

事務局：異議なしとの声がありましたので、萩原室長、会長及び会長代理の選出準備をお願いいたします。

選出委員長：選出委員長をおおせつかりました萩原でございます。僭越ではございますが、選出委員長をさせていただきます。それでは、会長・会長代理の選出に入ります。どなたか、会長・会長代理に立候補される方はございませんか。推薦等はありませんか。

佐久間委員：本日は、初めて顔を合わせる委員さんもいらっしゃいますことから、推薦も提案しにくい状況であるかと思うのですが、会長及び会長代理の選出について、事務局から何か提案などありませんでしょうか？

選出委員長：会長選出にあたり、皆様より自薦他薦がございませんことと、佐久間委員のご発言をいただきましたことから、事務局から提案があれば発言をお願いします。

事務局：それでは僭越ではございますが、事務局から会長及び会長代理の選出について一つご提案させていただきます。前任の会長である坂様からも任期などを含めご意見を伺っておりますが、他市の建築審査会で会長代理のご経験もあり、坂様の後任として建築の分野をお願いします徳尾野委員に会長を、会長代理には引続き河西委員をお願いするのはいかがでしょうか。

全委員：異議なし。

選出委員長：委員皆様から異議なしのお声がありました。徳尾野様、河西様お引き受けいただけますでしょうか。

徳尾野委員：(承諾)

河西委員：(承諾)

選出委員長：会長に徳尾野委員、会長代理に河西委員が決定しました。徳尾野様、河西様には、快くご承諾いただきまして、誠にありがとうございました。

事務局：ご承諾を得ましたところで、萩原選出委員長は解任となります。ありがとうございました。会長は席の移動をお願いします。

議事次第第3 議事 議事録署名委員の指名

徳尾野会長：それでは、議事を進めさせていただきます。

会議録署名委員につきましては、これまでと同様に建築審査会名簿の順で開催毎に出席されているお二方の委員さんに署名していただくこととします。本日の建築審査会会議録署名委員につきましては、名簿順ですので、深堀委員、竹歳委員となりますよろしくをお願いいたします。

議事次第第3 議事（1）報告事項

徳尾野会長：それでは、（1）報告事項に移らせていただきます。建築基準法第43条第2項第2号許可の一括同意について、特定行政庁から報告してください。

特定行政庁：（令和8年1月1日から令和8年3月31日までに一括同意許可した案件11件について報告。特にNO.3, 4, 5, 6, 7, 9, 10についての説明を行った。）

徳尾野会長：ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。

【各委員】：＜主に下記の意見がありました＞

NO. 3

・ 通路の写真をみて農道のように見受けられますが、このような通路も第42条2項道路とするのでしょうか。

（回答）第42条2項道路は、第43条第2項第2号の許可対象通路が接続する道路であり、農道は許可対象通路で空地扱いとなっています。当物件の一括同意基準である提案基準10については、幅員1.8m以上の通路に接する農林漁業用倉庫が対象となっており、写真にあるような農業用の通路についても許可対象となります。

・ 敷地までの距離が193mありますが、袋路状の基準について教えてください。

（回答）「袋路状通路の定義について」の「イー②」として判断しています。「イー②」の基準は、将来にも建築物が立ち並ばない空地に向かって0.9m以上の幅員の通路が必要であるというものです。当該地の周辺については、市街化調整区域の農地のため将来にも建築物が立ち並ばない空地に該当します。

NO. 5及びNO. 7

・ 隣り合わせの敷地ですが、敷地からの距離が130mと150mで20mも差があるのはなぜでしょうか。

（回答）実際は2mほどの差しかなく誤記であるため、修正いたします。

・ 敷地を4分割していますが、今回の報告は2件分で残りの2件も別途申請が出てくるということでしょうか。

（回答）その通りです。

・ 旗竿が2段、3段となっていますが防災上大丈夫でしょうか。

（回答）建築基準法上、2mの接道規定はありますが奥行きについての規定はありません。今回は2階建ての戸建て住宅ですが3階建ての場合、はしご車の関係もあり奥行きの制限が出てきます。また、今回の旗竿の部分ですが、計画ではフェンス等を設けず一帯の通路形態となります。

NO. 6、NO. 9及びNO. 10

・ 中心からの後退寸法が3件それぞれ違っているのはなぜでしょうか。

（回答）配置図に記載していませんが、通路境界線から敷地側に公共用地との境界があり、開発指導担当との協議でその公共用地の中心から2.45mの後退としています。配置図では現地で形態のある部分を通路境界線として記しており、その幅員の中心からの後退寸法を記載していますのでそれぞれ異なる寸法となっています。

・ 許可路線について、北西側にある42条道路からとしています。南東側にある42条道路からのほうが近いと思われます。なぜ近い方の道路からではないのでしょうか。

（回答）距離が近い南東側の42条道路からだど幅員が狭い部分があり、一括同意基準に該

当しないため北西側の42条道路からの許可路線としています。

- ・旗竿地になっていますが、奥になるにつれて通路としては狭くなるのでしょうか。3段の旗竿地ですが、間口は6mあるのでしょうか。

(回答) 出し合い通路のような形態となっており、狭くなっていません。また、間口は6mあります。

- ・先ほどの回答の際に3階建ての場合は制限があるということでしたが、どの法令での制限でしょうか。

(回答) 建築基準法では定められていませんが、府内の特定行政庁で定めた取り決めの中に専用通路が4m未満の場合、接道部分から建物に設けられる非常用の進入口等までの延長を20m以下としなければならないというものがあります。

議事次第3 議事(2) 報告事項

徳尾野会長：それでは、(2) 報告事項に移らせていただきます。建築基準法第56条の2第1項ただし書許可の一括同意について、特定行政庁から報告してください。

特定行政庁：(説明)

徳尾野会長：ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。

【全委員】：特になし。

徳尾野会長：続きまして、今回の会議の公開・非公開についてですが、公開としてよろしいでしょうか。

【全委員】：異議なし。

徳尾野会長：それでは、本日の会議録は公開とします。

議事次第4 事務局報告

- ・次回の令和8年6月15日の開催については現在のところ未定であるため、後日事務局から開催の有無を通知することについて連絡を行った。

議事次第5 閉会

事務局：以上をもちまして、令和8年度第1回和泉市建築審査会を閉会します。